

平成26年(行ウ)第152号  
大間原子力発電所建設差止等請求事件

## 被告国の主張の要旨

令和6年2月26日

# 第1 はじめに

## 1 事案の概要等

平成20年 4月23日 本件設置許可処分

平成24年 原子炉等規制法等の改正

平成26年 4月 3日 本件訴訟提起

①本件設置許可処分の無効確認

②本件発電所の建設停止命令の義務付け

平成26年12月16日 本件設置変更許可申請

平成27年 7月 7日付 訴えの交換的変更

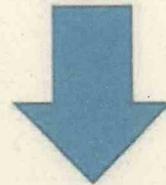
本件各訴え

①本件設置許可処分の無効確認

②本件設置変更許可申請に対する許可処分の差止め

## 2 被告国の主張の概略

- ① 本件各訴えのうち「地方自治体の存立を維持する権利」を根拠とする部分は、裁判所法3条1項にいう「法律上の争訟」に当たらない
- ② 普通地方公共団体である原告には、本件各訴えの原告適格が認められない
- ③ 本件差止めの訴えは、差止めの訴えに特有の訴訟要件も満たさない



本件各訴えはいずれも**不適法**であり、**却下**されるべき

第2 「地方自治体の存立を維持する権利」を根拠とする部分は「法律上の争訟」に当たらないこと

第2「地方自治体の存立を維持する権利」を根拠とする部分は「法律上の争訟」に当たらない

本件各訴え＝抗告訴訟（行訴法3条4項、同条7項）

➡ 審理対象が「法律上の争訟」（裁判所法3条1項）である必要

➡ 原告に保護救済すべき主観的な権利利益が認められる必要

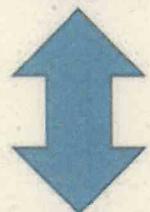
（被告国答弁書6p以下、被告国第4準備書面8p）

第2「地方自治体の存立を維持する権利」を根拠とする部分は「法律上の争訟」に当たらない

原告(函館市＝普通地方公共団体)が主張する

「地方自治体の存立を維持する権利」＝地方自治権

(訴状12p、原告第2準備書面7p以下、本件訴え変更申立書4p)



- 憲法は地方自治を制度として保障
  - 地方自治権は一般公益
- } 主観的な権利利益ではない

「地方自治体の存立を維持する権利」を根拠とする原告の訴えは  
「法律上の争訟」に当たらない

(被告国答弁書7p以下、被告国第1準備書面11p以下、被告国第4準備書面8p以下、被告国第6準備書面6p以下)

第3 原告には本件各訴えの原告適格  
が認められないこと

## 1 原告には本件無効確認の訴えの原告適格が認められないこと

### <本件無効確認の訴えの原告適格について>

- ➡ 原告が本件設置許可処分の無効確認を求めるにつき  
「法律上の利益を有する者」であることが必要（行訴法36条）
- ➡ 本件設置許可処分の根拠法規の解釈問題
- ➡ 原告の主張する財産権や「地方自治体の存立を維持する権利」が  
本件設置許可処分の根拠法令である平成24年改正前原子炉等規制法  
24条1項3号及び4号によって個別的利益として保護されているか？

## 1 原告には本件無効確認の訴えの原告適格が認められないこと

- 平成24年改正前原子炉等規制法24条1項3号・4号の趣旨・目的
  - 原子炉施設の周辺に居住する住民の生命、身体の安全及びこれによって言い尽くせない人的利益を保護する趣旨を含むと解するのが相当
  - そのような利益とは全く異なる内容・性質を持った原子炉施設周辺の普通地方公共団体の財産権や地方自治権を個別的利益として保護する趣旨を含むとは解されない
- 本件設置許可処分において考慮されるべき利益の内容・性質
  - 原子炉事故が起こったときは、原子炉施設に近い住民ほど被害を受ける蓋然性が高く、しかも、その被害の程度はより直接的かつ重大なものとなるのであって、特に、原子炉施設の近くに居住する者はその生命、身体等に直接的かつ重大な被害を受けると想定される
  - 財産権は、一般に、生命、身体といった人的利益と直接結びついた利益と比べると、性質上、要保護性は低い。また、財産権は、人の生命、身体の安全等とは異なり、法的な仕組みの下に制限することが可能であって、金銭賠償による損害回復が容易。

## 1 原告には本件無効確認の訴えの原告適格が認められないこと

### ○ 地方公共団体の財産権や地方自治権の内容及び性質

- 地方公共団体の財産は、地方自治という一般公益のために使用されるもの
- 地方自治権は、地方自治の制度として保障されているにすぎず、一般的公益に吸収される性質のもの

原子炉施設周辺の普通地方公共団体の財産権や「地方自治体の存立を維持する権利」(地方自治権)は保護の対象外

原告は、本件設置許可処分は無効確認を求めるにつき

「法律上の利益を有する者」に当たらない＝原告適格は認められない

## 2 原告には本件差止めの訴えの原告適格が認められないこと

### <本件差止めの訴えの原告適格について>

- ➡ 原告が本件設置変更許可処分の差止めを求めるにつき「法律上の利益を有する者」であることが必要（行訴法37条の4第3項）
- ➡ 原告の主張する財産権や「地方自治体の存立を維持する権利」が設置変更許可処分の根拠法令である改正原子炉等規制法43条の3の6第1項2号、3号及び4号によって個別的利益として保護されているか？

（被告国第4準備書面21p以下）

## 2 原告には本件差止めの訴えの原告適格が認められないこと

### ○ 改正原子炉等規制法の原告適格の解釈

- 目的規定(1条)に「財産の保護」が加わるも、国会等では特段議論なし
- 平成24年改正による原子炉等規制法1条の改正が、平成24年改正前原子炉等規制法における原告適格の解釈を変更させる趣旨であるとは解されない

### 仲野武志京都大学教授の意見書(乙A第17号証)

- 「原子炉等規制法1条の目的規定に『国民の…財産の保護…に資すること』が加わったのは、同法の実体規定の改正でなく、原子力基本法<sup>1</sup>の精神規定の改正に連動したもの」であり、「原子力基本法の精神を再度入念的に謳ったものにほかならない」
- 「建築基準法1条では、『国民の…財産の保護を図』ることが直接的な目的として位置付けられているのに対し、原子炉等規制法1条では、『国民の…財産の保護…に資すること』が究極的な目的として位置付けられているにすぎない」
- 「原子炉等規制法1条を手掛りとして、(中略)原子炉等規制法が財産上の利益を個別的に保護していると解することはできない」

(被告国第4準備書面23p、同第6準備書面28p以下)

## 2 原告には本件差止めの訴えの原告適格が認められないこと

本件差止めの訴えの原告適格

(改正原子炉等規制法43条の3の6第1項2号、3号及び4号の解釈)



本件無効確認の訴えの原告適格(平成24年改正前原子炉等規制法24条1項3号及び4号の解釈)と同様

原子炉施設周辺の普通地方公共団体の財産権や「地方自治体の存立を維持する権利」(地方自治権)は**保護の対象外**

原告は、本件設置変更許可処分差止めの訴えを求めるとき

**「法律上の利益を有する者」に当たらない = 原告適格は認められない**

(被告国第4準備書面23p、同第6準備書面28p以下)

第4 本件差止めの訴えは差止めの訴えに特有の訴訟要件も満たさないこと

## 1 差止めの訴えに特有の要件

### 差止めの訴えに特有の訴訟要件

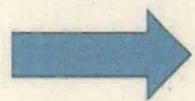
- ① 行政庁によって一定の処分がされる蓋然性があること  
(行訴法3条7項、最高裁平成24年2月9日第一小法廷判決)
  
- ② 処分がされることにより「重大な損害を生ずるおそれ」があること  
(行訴法37条の4第1項本文)

## 2 現時点において一定の処分がされる蓋然性は認められないこと

### 差止めの訴えに特有の訴訟要件①

行政庁によって一定の処分がされる蓋然性があること

(行訴法3条7項、最高裁平成24年2月9日第一小法廷判決)



客観的に見て処分がされる相当程度の蓋然性があることが必要

- ✓ 具体的な事案ごとに、処分の事前手続の進行状況、本人に対するこれまでの処分状況、類似事例の処理状況、行政庁の効果裁量の有無、行政庁の内部準則、被告の応訴態度等の諸般の事情を考慮して検討

## 2 現時点において一定の処分がされる蓋然性は認められないこと

# 本件設置変更許可申請の審査状況一表1

電源開発(株)大間原子力発電所設置変更許可申請<sup>※1</sup>(本体施設)に係る審査状況[令和6年1月9日時点]

審査項目	ステータス <sup>※2</sup>	直近の審査会合	現時点における主な論点	
地震 (第3、4条)	敷地の地質・地質構造	③	2023/10/20	●令和3年3月22日の審査会合において、事業者は、後期更新世以降に強化した地盤の膨張によって生じたとしているシーム S-11 のうち地盤付近に露出される変状について、その原因は特定出来ないが、非構造的なものであること等から、規則第三条の評価対象としないの方針を示した。これに対して、シーム S-11 全体として同条への適合性を示す必要があること等について指摘し、改めて整理をした上で説明を求めた。今後、事業者から説明を受け、その内容を確認していく。 ●審査資料のみでは十分に把握することが容易ではない地質性状の確認を行うため、原子力規制庁職員による現地確認として、令和4年10月6日に電源開発本社において第四系変状が確認されているシーム S-11 のボーリングコアの確認を実施し、同年11月7日にシーム S-11 の分布状況等の現地確認を実施した。 ●令和5年10月20日の審査会合において、シーム S-11 全体として規則第三条への適合性を示すため、敷地内の評価範囲を見直すこと、当該評価範囲において調査を行った上で後期更新世以降の活動性有り/無しの指標を定めること、調査は段階的に行うこと、活動性有り/無しの指標に基づき活動性有り/とされる範囲について工学的対応を行うこと等の説明がなされた。これに対して、審査の手裏がないように、段階的に検討を進めていくこと、具体的には、 ① 活動性有り/無しを区分するための指標作成に当たり、後期更新世以降の堆積物に変位を与えている箇所及び後期更新世以降の活動性が否定されている箇所それぞれ1箇所の調査等に基づき、どのような指標を設定するかを検討すること ② ①で実施した2箇所に加え、比較箇所を拡充した調査等の実施、及びその結果を踏まえて①で抽出した指標の精度の十分性を検討すること ③ ①②を踏まえ、追加調査の必要性を検討した上で、活動性有り/無しの指標の精度の十分性、活動性有り/無しの範囲を検討すること ④ 以上を踏まえ、工学的措置を検討する範囲を検討すること を求め、まずは①の検討に資する調査結果を示すよう求めた。今後、事業者から説明を受け、その内容を確認していく。
	敷地周辺の地質・地質構造	④	2020/11/20	
	地下構造	④	2020/12/18	
地震動 (第3、4条)	震源を特定して策定する地震動	③	2023/8/30	●令和3年6月11日の審査会合において、「敷地ごとに震源を特定して策定する地震動」の評価に関する全体概要を聴取するとともに、プレート間地震の地震動評価について審議した。プレート間地震の地震動評価については、検討用地震の選定、震源モデルの設定、不確かさの考慮、経験的グリーン関数法に用いる要素地震の選定等の地震動評価手法、及び地震動評価結果について一通り説明がなされ、その内容について概ね妥当な検討がなされたものと評価した。 ●令和3年8月27日の審査会合において、海洋プレート内地震の地震動評価について審議した。検討用地震の選定、震源モデルの設定、不確かさの考慮、経験的グリーン関数法に用いる要素地震の選定等の地震動評価手法、及び地震動評価結果について一通り説明がなされ、その内容について概ね妥当な検討がなされたものと評価した。 ●令和4年9月18日の審査会合において、内陸地殻内地震の検討用地震のうち「F-14 断層による地震」に関しては、震源モデルの設定の考え方や不確かさを考慮の妥当性等について、また、「奥尻海盆北東縁断層～奥尻海盆東縁断層～西津軽海盆東縁断層の運動を考慮した地震」(奥尻三断層)に関しては、断層パラメータ設定の考え方や解析手法の妥当性等について、前回会合(令和4年3月18日)の指摘に対する回答が不十分だったため追加説明を求めた。また、「隆起再現断層による地震」に関しては、評価方針を説明するよう求めた。今後、事業者から説明を受け、その内容を確認していく。 ●令和5年2月24日の審査会合において、内陸地殻内地震のうち「F-14 断層による地震」及び「隆起再現断層による地震」の評価に用いる解析データについて、一部入力ミスがあることが報告された。本件について、同評価は委託業務として行われていることから、委託先の業務管理の適切性、原因分析、再発防止対策、及び水平震動として他の評価に対する点検計画について説明を求めた。今後、事業者から説明を受け、その内容を確認していく。 ●令和5年6月30日の審査会合において、解析データの一部入力ミスに関して、同年2月24日の審査会合で事業者が説明を求めた内容について確認するとともに、事業者の審査資料作成に関する業務プロセスの改善方針を確認した。今後、事業者は現在審査中の項目について優先順位を考慮して説明を行う予定としており、その内容について確認していく。
	震源を特定せず策定する地震動	②	2022/3/18	●令和4年3月18日の審査会合において、震源を特定せず策定する地震動のうち、「全国共通に考慮すべき地震動」の評価について審議した。「全国共通に考慮すべき地震動」のうち、「2004年北海道宮前支庁南部の地震」に関しては、地震動評価に用いる地下構造モデルの妥当性等を、標準応答スペクトルに基づく地震動評価に関しては、視察地震波の作成における地震規模の設定の妥当性等を、それぞれ追加説明するよう求めた。今後、事業者から説明を受け、その内容を確認していく。
	基準地震動	①	-	
	地盤・斜面の安定性	①	-	
耐震設計方針	①	-	●概要説明を聴取し、主要な論点を提示 今後の審査状況を踏まえ審査資料を準備するよう指示	

設計業務対象施設取組表

未着手

(出典:原子力規制委員会HP <https://www.nra.go.jp/data/000465098.pdf>)

## 2 現時点において一定の処分がされる蓋然性は認められないこと

### 本件設置変更許可申請の審査状況一表2

津波(第5条)	地震による津波	④	2021/12/24	●令和5年11月17日の審査会において、事業者から、地震による津波と地震以外による津波との組合せ評価について説明がなされ、水位上昇側については日本海東部部に想定される地震に伴う津波と陸上地すべり(佐井地点)との組合せ、水位下降側については内閣府(2020)モデルによる津波と陸上地すべり(佐井地点)との組合せが敷地に最も影響が大きいとする評価結果が示された。これに対して、地震による津波と組合せ対象としている陸上地すべり(佐井地点)については、佐井地点以外の陸上地すべりを組み合わせた場合の検討が不要とされている点及び地震による津波単独の評価よりも敷地への影響が小さくなる結果が示された点について、十分な説明がなされていないことを指摘した。今後、事業者から説明を受け、その内容を確認していく。
	地震以外による津波	④	2018/6/8	
	基準津波	①⇒②	2023/11/17	
	副津波設計方針	①	-	●概要説明を聴取し、主要な論点を提示
	電池(第6条)	②	-	●先行の審査状況を踏まえ審査資料を準備するよう指示
火山事象(第6条)	火山事象	①	-	
	火山事象に対する設計方針	①	-	
	外部火災(第6条)	①	-	●概要説明を聴取し、主要な論点を提示 ●先行の審査状況を踏まえ審査資料を準備するよう指示
	その他自然現象と人為事象(第6条)	①	-	
	不法な侵入(第7条)	①	-	
	内部火災(第8条)	①	-	
	内部溢水(第9条)	①	-	
	誤操作の防止(第10条)	①	-	
	安全避難通路(第11条)	①	-	
	安全施設(第12条)	①	-	
	全交流電源喪失(第14条)	①	-	
	SFP(第16条、23条)	①	-	
	RCPB(第17条)	①	-	
	安全保護回路(第24条)	①	-	
	原子炉制御室(第26条)	①	-	
	監視設備(第31条)	①	-	
	保安電源(第33条)	①	-	
	緊急時対策所(第34条)	①	-	
	通信連絡設備(第35条)	①	-	

未着手

※1 平成26年12月16日付け大閣議原子力発電所発電用原子炉設置変更許可申請(本体施設と特定重大事故等対応施設を合わせて申請)

※2 ①審査に未着手(赤色)、②一部説明聴取済&コメント回答の審査中(黄色)、③一通り説明聴取済&コメント回答の審査中(緑色)、④概ね審査済み(灰色)

(注1)チェックリスト的に用いるものではない。その時点での審査の全体像を示すものである。ステイタスが④であっても、審査の過程で追加の課題が出てくると、ステイタスが例えば④から②へ変わることもあり得る。

(注2)設置許可基準規則第二章「設計基準対象施設」のうち第13条、第15条、第18～22条、第25条、第27～30条、第32条及び第36条は、新規制基準による規制要求内容の変更等がなく審査対象外である。

(注3)今後の審査の状況等によっては、審査項目を追加することもあり得る。

(注4)ステイタス欄及び直近の審査会開催の赤字は前回報告からの更新、現時点における主な論点欄の赤字は直近の審査会における論点を示す。

(出典:原子力規制委員会HP <https://www.nra.go.jp/data/000465098.pdf>)



## 2 現時点において一定の処分がされる蓋然性は認められないこと

### 本件設置変更許可申請の審査状況(まとめ)

- 審査会合はこれまでに合計61回
- 地震動、地質、津波以外の項目については、ほとんど未着手

現時点において、客観的に見て設置変更許可処分がされる  
相当程度の蓋然性が**あるとはいえない**

### 3 「重大な損害を生ずるおそれ」があるとは認められないこと

#### 差止めの訴えに特有の訴訟要件②

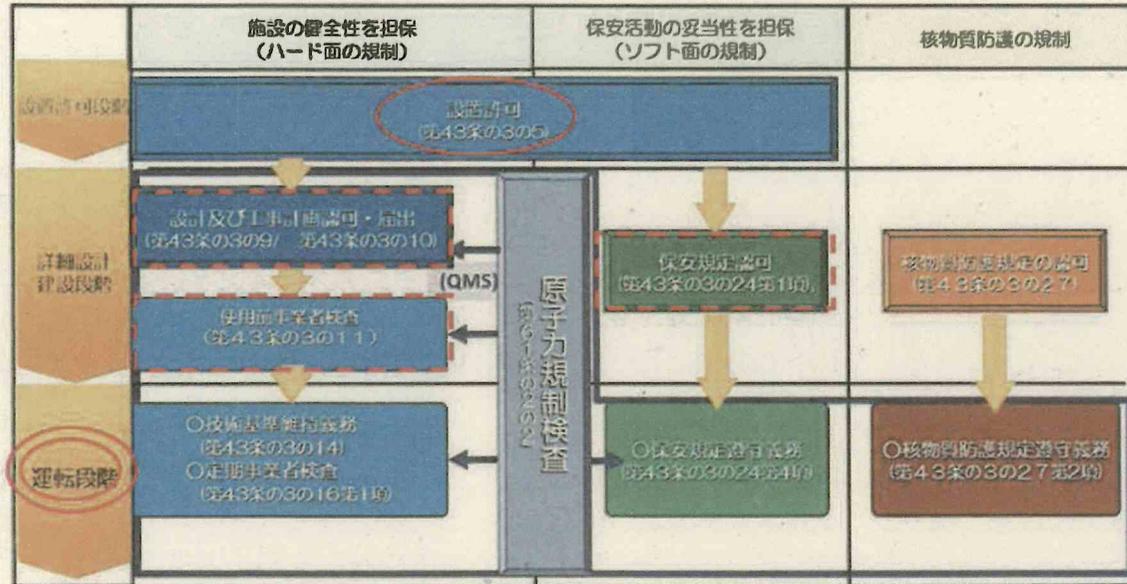
「重大な損害を生ずるおそれ」(行訴法37条の4第1項本文)

➡ 処分がされることにより生ずるおそれのある損害が、処分がされた後に取消訴訟等を提起して執行停止の決定を受けることなどにより容易に救済を受けることができるものではなく、処分がされる前に差止めを命ずる方法によるのでなければ救済を受けることが困難なものであることを要する(最高裁平成24年2月9日第一小法廷判決)

(被告国第4準備書面7p、13p、15p以下)

### 3 「重大な損害を生ずるおそれ」があるとは認められないこと

原子力発電所に係る法規制体系(出典:原子力規制委員会HP  
[https://www.nra.go.jp/NuclearRegulation/jitsuro\\_anzen\\_index.html](https://www.nra.go.jp/NuclearRegulation/jitsuro_anzen_index.html))



- 設置変更許可処分は、原子炉施設の基本設計ないし基本的設計方針の妥当性を確認するとともに、工事計画(変更)認可の手続を進めることを可能とするものにとどまり、原子炉の運転を直ちに可能とするものではなく、原子炉の運転までには相応の時間が掛かる
- 原告の主張する損害は、設置変更許可処分がされた後に取消訴訟等を提起し、執行停止決定を受けることによって避けることが可能な性質のもの。事前の差止めによらなければ救済を受けることが困難な損害が発生するとはいえない。

「重大な損害を生ずるおそれ」があるとは認められない

(被告国第4準備書面17p以下、同第6準備書面23p以下)

## 第5 結語

本件各訴えはいずれも**不適法**であり、**却下**されるべき